

農業者年金がさらに便利になります!

人生100年時代ともいわれる今、将来への備えは必須です。農業者年金は令和4年から、長期化する高齢期へ対応するために制度改革され、より加入しやすく、生活設計に応じた年金受給の仕組みへと変わります。

令和4年1月1日に
施行されました

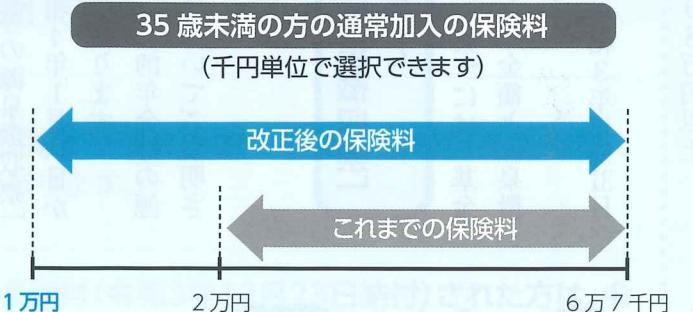
35歳未満の方は、月額1万円から加入できます

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から(上限6万7千円)でも通常加入できるようになりました。(保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられました)

保険料引き下げ(保険料1万円以上)の対象者

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者



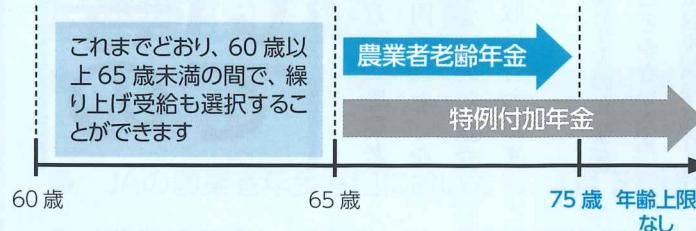
令和4年4月1日から

年金の受給開始時期をご自身で選択できます
(昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象)

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択することができます。

年金の受給開始時期

- 農業者老齢年金: 65歳～75歳
- 特例付加年金: 65歳以上(年齢上限なし)



年金の受給要件

- [農業者老齢年金]**
- 65歳以上であること
- [特例付加年金]**
- 60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
- 農業を営む者ではないこと(経営継承を完了していること)
- 65歳以上であること

令和4年5月1日から 加入可能年齢が、60歳から65歳に引き上げられます

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事(年間60日以上)する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

国民年金の任意加入者とは

国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。

農業者年金の加入要件

農業に従事(年間60日以上)する方



農業者年金 相談コーナー



制度改正に伴う豆知識

Q 60歳以降にも農業者年金に加入している者が、65歳以前に国民年金の任意加入者でなくなった場合どのような手続が必要ですか。

A 国民年金の任意加入者でなくなると、それ以降は、農業者年金の被保険者資格がなくなるため、農業者年金の被保険者資格喪失の手続が必要となります。

特に、60～65歳の間に、国民年金の保険料納付済期間が上限の480月(40年)に達した場合、国民年金の資格喪失の手続はありませんが、農業者年金の被保険者資格喪失の手続は必要となりますので、ご注意ください。

なお、60～65歳の間に、自分の意思で国民年金の任意加入をやめる場合は、国民年金と農業者年金の資格喪失手続がそれぞれ必要となります。

Q 60歳以降に農業者年金に加入している者が、国民年金の任意加入は続けたまま、農業者年金だけをやめて(脱退)、農業者老齢年金を受給することはできますか。

A 国民年金の任意加入は続けたまま、農業者年金だけをやめて(脱退)、農業者老齢年金を受給することは可能です。

農業者年金は、本人の意思でいつでも脱退することができますので、脱退を希望される方については、JAで手続を行うことになります。

また、農業者老齢年金の裁定を請求する方についても、JAで手続を行うことになります。

Q 加入可能年齢が引上げられますが、経営継承の相手方の要件(60歳未満の者であること)について、同様に年齢の引上げは行われないのですか。

A 特例付加年金を受給するには、経営継承が要件となっていますが、経営継承の相手方については、現行どおり、60歳未満の農業経営者等を対象とすることとしています。

経営継承の本来の目的は、加入者が農業から引退する際に、世代交代して後継者等に営農を引き継いでいただくことにより、農業の担い手を確保していくことにあります。

このため、現役から退いて年金を受給できることになる60歳以上の農業者まで経営継承の相手方とするのは、制度の趣旨にそぐわないものと考えます。

Q 加入可能年齢が60歳から65歳に引き上げられますが、どのような方が加入できますか。また、加入のための手続や必要な書類はどのようにになりますか。

A 60歳以降に農業者年金に加入できる方は、年間60日以上農業に従事している国民年金の任意加入者(保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の者等)となります。

そのため、60歳以降に農業者年金の加入を希望される方は、まずは、市区町村の国民年金担当窓口又は年金事務所で、国民年金の任意加入手続を行なう必要があります。

国民年金関係の手続の完了後、JA又は農業委員会で農業者年金の加入手続を行なうことになります。また、国民年金の付加保険料を納付する必要があります。

なお、60歳以前から農業者年金に加入されている方は、60歳到達時に農業者年金の被保険者資格を当然喪失(手続なしに喪失)するため、60歳以降も農業者年金に加入することを希望される方は、国民年金の任意加入手続を行なっていただきた上で、改めて農業者年金の加入手続が必要となりますので、ご注意ください。(新規・再加入ともに、60歳以降で加入いただけるのは通常加入のみとなります。)

また、加入の手続には、国民年金の任意加入被保険者であることを証する書類が必要となります。

具体的には、「国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書」、「被保険者記録照会回答票」、「ねんきん定期便」又は「国民年金被保険者関係届書(受領印があるもの)」等の写しを加入申込書の添付書類として提出することになります。

